

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別指針と情報ノート

イラン：キリスト教徒とキリスト教への改宗者

第3版

2017年2月

序文

本文書は、内務省の意思決定者に出身国情報（COI）と、特定のタイプの保護と人権の申立の取り扱いに関して政策上の指針を提供するものである。これには、申し立てが、亡命の許可、人道的保護、または裁量許可（discretionary leave）を正当化できるかどうか、および申し立てが却下された場合、2002 年の国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第 94 節下で「明らかに根拠がない」と証明できるかどうかが含まれる。

意思決定者は、本文書に含まれるガイダンス、入手可能な COI、該当する何らかの判例法、および関連の政策に関する内務省の社会福祉事業ガイダンスを含む、事例ごとの具体的な事実及び関連する全証拠を考慮した上で、個人レベルで、申し立てを検討しなければならない。

国別情報

本書記載の COI は、（大半が）英語で公開された様々な外部情報源を基にまとめられた。情報の関連性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性、および追跡可能性を考慮し、可能な場合には常に、正確を期すために、独立した情報源の全般にわたって使用された情報を補強するよう尽力した。引用される全情報源に、脚注で言及した。情報は、2008 年 4 月付の[出身国情報\(COI\)を処理するための EU（欧州連合）共通ガイドライン](#)、及び 2012 年 7 月付の[欧州庇護支援事務所の調査ガイドラインである出身国情報報告方法論](#)を参照に調査され、提示された。

フィードバック

私たちの目標は、資料の継続的改善にある。本文書に関するご意見は以下にメールをお送りください（[国別の政策及び情報チーム](#)）。

国別情報に関する独立諮問グループ

2009 年 3 月に国境局独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）は、内務省の COI 資料の内容についての提言を目的として国別情報に関する独立諮問グループ（Independent Advisory Group on Country Information、IAGCI）を設立した。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料や手順、政策を是認するのは IAGCI の役目ではない。IAGCI の連絡先は以下の通り：

国境局独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

E メール：chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI の業務に関する情報や IAGCI の審査する COP 文書のリストは独立主任検査官のウェブサイトで閲覧できる（<http://icinspector.independent.gov.uk/国別情報-reviews/>）。

目次

政策ガイダンス.....	5
1. 序章.....	5
1.1 申立の根拠.....	5
2. 問題の検討.....	5
2.1 信頼性.....	5
2.2 リスクの評価.....	5
2.3 保護.....	7
2.4 国内移動.....	7
2.5 認証.....	7
3. 政策の要約.....	7
国別情報.....	9
4. イランにおける宗教.....	9
4.1 宗教人口動態.....	9
4.2 法的枠組み.....	9
5. キリスト教活動に対する制限.....	10
5.1 キリスト教徒への処遇.....	10
5.2 キリスト教徒の逮捕.....	11
5.3 少数民族の教会.....	13
5.4 福音新教教会.....	14
5.5 家庭教会.....	16
6. キリスト教改宗者.....	17
6.1 処遇.....	17
6.2 改宗者の逮捕.....	18
6.3 改宗者の社会的処遇.....	19
7. 家族の処遇.....	20
8. 海外改宗者の帰国後の処遇.....	21

政策ガイダンス

2017 年 2 月更新

1. 序章

1.1 申立の根拠

1.1.1 以下の理由により、国家による迫害や深刻な被害の恐れがある：

- その者がキリスト教徒である、又は
- 他の宗教（又は無宗教）からキリスト教に改宗し、及び/又は活発に他者をキリスト教へ改宗させようとしている。

2. 問題の検討

2.1 信頼性

- 2.1.1 信頼性評価について詳しくは、信頼性および何ピンの地位の評価に関する庇護支持 ([Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#)) を参照。
- 2.1.2 更に意思決定者は、英国ビザの申請又はその他の出国申請の有無についても確認しなければならない。ビザに適合する庇護申請書は、庇護面接以前に調査されるべきである（ビザ適合に関する庇護指示、英国ビザ申請者からの庇護申立 ([Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants](#)) を参照）。
- 2.1.3 更に意思決定者は、言語分析テスト実施の必要性を検討するべきである（玄武分析に関する庇護指示 ([Asylum Instruction on Language Analysis](#)) を参照）。

2.2 リスクの評価

i. 生来のキリスト教徒

- 2.2.1 イラン憲法はキリスト教徒、ユダヤ教徒及びゾロアスター教徒を保護されるべき宗教的少数派として認知している。しかしすべての法規が独自のシーア派イスラム教の基準に基づくため、政府は宗教や信条を根拠に彼らを差別している。多くのキリスト教にとってイランで自由に公然と生活するのは難しい。このような差別はイラン全土でよくみられる（少数民族の教会 ([Ethnic minority churches](#)) を参照）。
- 2.2.2 概して、活発に伝道活動を行わない生来のキリスト教徒が直面する差別のレベルは、迫害を受けたり、非人道的もしくは品位を損ねたりするような処遇には至らない。ある人物が、宗教以外の理由で以前に当局の関心を引き、その後に宗教も相まって注目されると、迫害を受けるリスクが高まることはある。どのケースも個別に事実に基づいて考慮される必要がある。

ii. 伝道協会/家庭教会

- 2.2.3 伝道協会/家庭教会の構成員は、イラン当局による嫌がらせ、逮捕、緊密な監視及び投獄をされている ([Evangelical protestant churches](#) と [House churches](#) を参照)。

2.2.4 イラン又は英国で伝道や改宗活動に従事していたことが実証され、自身の伝道協会との関り故に、イラン帰国時にも継続する、又は十字架のような信仰を公然と目に見える服装などの形で表明する意思のあるキリスト教徒は、イラン帰国時に当局から望まぬ関心を引き、迫害のリスクを抱えることになる。

iii. キリスト教改宗者

2.2.5 イスラム教から回収したキリスト教徒は、イランでは違法であり背教者と見なされる。シャリア（イスラム）法はイスラム教から他の宗教への改宗を認めておらず、個人文書に記載される宗教は変更できない。一部のキリスト教改宗者が（時には家族も）物理的な攻撃や嫌がらせ、脅迫的な見張り、逮捕、拘留、拷問にあったとの報告がある（[キリスト教改宗者](#)を参照）。

2.2.6 [SZ and JM \(Christians – FS confirmed\) Iran CG \[2008\] UKAIT 00082](#) の国別ガイダンス事例（2008年5月13～15日付の報告、2008年11月12日付で発表）では、上級裁判所（Upper Tribunal）は、サクラメントベースの教会の改宗者の状況により、彼らのイランへの帰国は合理的に不可能であると判断した（145段落）。（活発な伝道者でない）「通常の」改宗者に関しては、イランへの帰国時にリスクはあるが、重大な危害をもたらす真のリスクではないと裁判所は結論付けた（148段落）。

2.2.7 この国別ガイダンス事例は8年以上前に聞いたものだが、入手した国別情報は、判明事項が未だに妥当であることを示している。

2.2.8 イスラム教からの改宗者で、その改宗行動がイラン当局に把握されている可能性が高い場合（伝道や改宗活動、又は以前に他の理由で当局の関心を引いた者を含む）、帰国時には真正の迫害リスクがある。

2.2.9 海外でキリスト教に改宗してからイランに帰国した者は、以前にイランでの活動で当局の関心を引いたか、伝道又は改宗活動に従事する意思のある場合にのみリスクがある（[Treatment of those returning to Iran who have converted abroad](#)を参照）。

2.2.10 渡航中に改宗した後にイランに帰国し、活発に改宗活動をしない人々は、目立たないようにキリスト教の宗教活動を継続できる。

2.2.11 帰国時に自らの信仰について慎重だった人々は、その慎重さの理由が [HJ \(Iran\)](#) に照らして考慮される必要がある。意思決定者は、その者が英国滞在中にどのように宗教活動を行っていたかを考慮するべきである。何人も自らの信仰や改宗、他者が進んでするのでなければ、その改宗に関わる自身の活動を隠すことを当然視されるべきではない。但し、迫害の恐れ以外の理由で自身の信仰や宗教活動を隠す場合には、その人は国際的保護申し立ての根拠を持たないだろう。事例ごとに事実に基づいて検討されなければならない。

2.2.12 リスク評価に関する情報とガイダンスについては、[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#) を参照。

2.3 保護

2.3.1 政府に任せると迫害の恐れが強い場合、その者は当局の保護下に入ることができない。

2.3.2 政府による保護の有無の判断についての詳細とガイダンスは、[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#) を参照。

2.4 国内移動

2.4.1 国家による迫害又は深刻な危害の恐れがある場合は、移動してリスクを逃れることができなくなる。

2.4.2 国内移動と考慮すべきその他の要因の検討についての詳細は、[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#) を参照。

2.5 認証

2.5.1 申立てが拒否される場合、2002 年国籍・移民・庇護法の第 94 節下の「明確に根拠がない」としては認証されにくい。

2.5.2 認証に関する詳細とガイダンスについては、[Asylum Instruction on Non-Suspensive Appeals: Certification Under Section 94 of the NIA Act 2002](#) を参照。

3. 政策の要約

3.1.1 キリスト教は憲法の下で公的に受け入れられた宗教である。しかし、イランはイスラム神権国家であり、概して国民は信教の自由を享受していない。

3.1.2 生来のキリスト教徒は国家による差別と直面する。それは一般に迫害やその他の非人間的、又は品位を損ねる処遇レベルにまでは至らない。

3.1.3 宗教以外の理由で以前から当局の関心を引いた者の場合は、それに宗教も加わると迫害のリスクが増大することがある。事例ごとに事実に基づいて検討されなければならない。

3.1.4 伝道協会や家庭教会の構成員、並びに伝道活動を積極的に求め、改宗活動に従事する者は、イランにおいて実際に迫害のリスクがあり、庇護の認可は適切であることが多い。

3.1.5 イスラム教徒の改宗する権利はシャリア（イスラム）法下で認知されていない。イスラム教から改宗し、それが伝道活動や改宗活動などを通じて当局に把握されている可能性が高いキリスト教徒や、以前から他の理由で当局の関心を引いていた人々は、帰国時に現実に迫害されるリスクがある。

3.1.6 活発に伝道活動をせず、他の理由で当局から要らぬ関心を引くこともない改宗者と生来のキリスト教徒は、概して帰国時に現実的なリスクはない。事例ごとに事実に基づいて検討されなければならない。

3.1.7 申立てが拒否される場合、「明確に根拠がない」としては認証されにくい。

4. イランにおける宗教

4.1 宗教人口動態

4.1.1 2015 年 7 月に米国務省は（US State Department）イランの人口を 8180 万人と推定した。イラン国内に居住するキリスト教人口の推定には違いが大きい。2013 年の国連データでは、117,704 とされている。米国の信教の自由に関する報告書（Religious Freedom report）では、世界キリスト教データベース（World Christian Database）から数字を引用してイランには約 285,000 人のキリスト教徒がいると述べたが、その一方でイラン統計センター（Statistical Center of Iran）は 117,700 人と報告している。オープンドア UK（Open Doors UK）は 800,000 人近いと推定するが、最大で 1,000 000 人いる可能性があるとする報告書もある。

4.1.2 米国務省（US State Department）による 2015 年度の信教の自由に関する報告書（Religious Freedom Report）には以下が記されている：

「キリスト教徒の大半はテヘラン（Tehran）とエスファハーン（Isfahan）に集まるアルメニア人（Armenian）である。アッシリア教会（Assyrian Church）によるアッシリア人（Assyrian）とカルデア人（Chaldean）の合計キリスト教人口の推定では、7,000 人となっている。また、福音派を含む新教徒が多数との特徴もあるが、その実数についての信頼できるデータはない。国外のキリスト教団体は、新教徒コミュニティを 10,000 人未満と推定するが、新教徒や改宗者の多くは信仰を公にしないとのことである。

4.2 法的枠組み

4.2.1 米国務省（US State Department）による 2015 年度の信教の自由に関する報告書（Religious Freedom Report）は以下を記している：

「憲法では、ゾロアスター教徒、ユダヤ教徒及びキリスト教徒は、「法律の制限内で」宗教儀式と式典を執り行い、宗教コミュニティを形成することを許可される、数少ない認知された宗教的少数派であるとされている。また、彼らには個人な問題や宗教教育をそれぞれの宗教の法典に従って対処できる自由があった。これらのグループは法律により改宗活動を禁じられている。この 3 つの認知された宗教的少数派の法的なグループには、当人たちに自覚はなくとも政府がキリスト教徒と見なすシバーマンダヤ人が含まれる。

4.2.2 米国務省（US State Department）による 2015 年度の信教の自由に関する報告書（Religious Freedom Report）は以下を記している：

「憲法では自国がイスラム共和国であり、国教はイスラム教で従うべき教義はジャファーリシーア（Ja'afari Shiism）と宣言している。すべての民法、刑法、金融法、経済法、行政法、文化法、軍事法、政治法及びその他の法律と規則はイスラム教の基準とイスラム法（sharia）の正式な解釈に基づかなければならないと述べている。」

「憲法は、全国民が人権や政治的、経済的、社会的、文化的権利を「イスラム法の基準に則り」享受するとされている。個人の信条を調査することは概して禁じられ、何者も、

特定の信条を持つことを理由に暴行や詰問をされてはならないとも述べている。憲法ではイスラム教徒の国民の改宗や宗教放棄の権利を扱わず、背教はシャリア（イスラム）法下で裁判長により死刑を以って罰しうる犯罪であるにも関わらず、背教を扱う規定は刑法でも記載していない。法の下では、イスラム教徒の父親の下に生まれた子供はイスラム教徒と見なされる。」

「法の下では、非イスラム教徒は公の場で宗教的な表現や説得をしたり、イスラム教徒を改宗させたりしてはならない。そのような活動は改宗活動と見なされ、死刑を以って罰されることがある。」

「刑法では、神への敵対行為（moharebeh）と予言者への侮辱（sabb al-nabi）に対しては死刑宣告を規定している。

5. キリスト教活動に対する制限

5.1 キリスト教徒への処遇

5.1.1 2015年3月に英国議会キリスト教同盟（Christians in Parliament）は「イランにおけるキリスト教徒の迫害」について以下を報告した：

5.1.2 「キリスト教徒は宗教関連の活動を理由に恣意的な逮捕や尋問を受け続けている。処遇は未だに厳しく、勾留期間中に物理的及び心理的に過酷な拷問にあう者もいる。司法は合法的なキリスト教活動（個人宅での祈祷や聖書研究目的の会合、イラン国外のキリスト教徒との連絡）をイランの国家安全保障を脅かす政治活動との解釈を続けている。そのためにキリスト教徒は今も長期の懲役刑及び/又は体罰を言い渡されている。教会は、公用語（ペルシャ語）でのサービスや活動をすべて停止するように圧力をかけられ、閉鎖されつつある。キリスト教徒の所有資産は差し押さえられ、職場や教育施設ではキリスト教徒が差別にあっている。

「委員団は、ロウハニ政権下のイランに広がる、キリスト教徒を狙った迫害の証拠を集めた。イスラム教から改宗したキリスト教徒と、イスラム教のペルシャ語人口の中で聖職を務めた人々は特にひどく虐待されていた。しかし、制約と差別はすべてのキリスト教徒が被っているのである。」

「宗教的少数派が登れるキャリアの段階には上限がある。国家公務員の候補者や従業員候補にイラン・イスラム共和国と国教への忠誠を実証させる選考プロセス（gozinesh criterion）があり、宗教的少数派のキャリアの展望にはガラスの天井が設けられる。」

5.1.3 米国国際宗教自由委員会（Commission on International Religious Freedom）は2015～2016年3月迄を対象とする年次報告書で「昨年を通じて、イラン当局による礼拝中の襲撃のインシデントが多数あり、教会構成員を脅かし、信仰者と教会の指導者、特に福音主義キリスト教改宗者が逮捕され、拘留されている。2010年以降、イラン全土で当局は550人以上の恣意的に逮捕/拘留した。2016年2月時点で約90人のキリスト教徒が進行と宗教活動を理由に投獄/拘留中か公判を待っている」

5.2 キリスト教徒の逮捕

5.2.1 オープンドア UK (Open Doors UK) は、「2016 年に少なくとも 193 人のキリスト教徒がイランで逮捕又は投獄されている」と報告している。

5.2.2 英国議会キリスト教同盟 (Christians in Parliament) による「イランにおけるキリスト教徒の迫害」に関する 2015 年 3 月の報告では以下が判明している：

「キリスト教徒はよく個人宅で家宅捜索を受けた後に逮捕され、尋問のために勾留センターか刑務所に連行される。」

「キリスト教徒が逮捕される際、その家族や友人は誰が何処に連れ去ったのかを知らされないことが多い。」

「キリスト教徒の拘留者や囚人の尋問は、情報治安省 (Ministry of Intelligence and Security、MOIS) の主に諜報員が行う。拘留者は数日か数週間にわたり、何時間にも及ぶ尋問に耐えるが、その間は独房に拘留されるのが通例である。」

「刑務所での尋問方法は過酷になっている。キリスト教徒の中には重大な物理的虐待や、死刑にすると脅すなどの精神的虐待にあう事例もあった。」

「刑務所や拘留センターにおけるキリスト教徒の虐待で最も多かったのは精神的な物だった。囚人に圧力をかけるため、キリスト教徒には、愛する家族や友人が病気である、配偶者が裏切っている、老親も投獄されるなどと告げられる。看守や尋問者の中には心理ゲームで囚人を苦しめる者もいる。」

「法廷で裁かれるキリスト教徒は、刑法の治安法の節の曖昧な適用や、濫用により、宗教的理由を明示しないまま政治的理由で有罪とされる傾向がある。キリスト教徒への判決は 1 年から 8 年程度になることが多い。」

「神への敵意」(moharebeh) は反体制派のジャーナリストや政治活動家、人権擁護者に対してよくつかわれる告訴理由で、イランの人権に関する国連特別報告者アーメド・シャヒード (Ahmed Shaheed) 博士によると、「包括的且つ攻撃的な告発」である。上記の事例では、罪状は控訴審で覆された。しかし、これらの重大な起訴理由が今後もキリスト教徒に適用される恐れがある。キリスト教徒は懲役刑を受ける危険があるだけではない。体罰がある恐れもあるのである。あるキリスト教徒の囚人は 2014 年 12 月に 70 回の鞭打ち刑を宣告された。この刑罰は刑期が終わる際に執行されると見なされている。鞭打ちは、ロウハニ (Rouhani) 政権下の他の事例でも与えられている。」

「調査では、勾留や投獄から解放されてからも、キリスト教徒には監視や嫌がらせが続いたと聞かされた。」

「不正な懲役を務めることを避けるために、大勢のキリスト教徒とその家族がイランを駄出している。つまり、イランの過酷な政策が、キリスト教徒の国外脱出を促しているのである。」

5.2.3 フィンランド移民局 (Finnish Immigration Service) は 2015 年 8 月 21 日付でイランにおけるキリスト教改宗者について様々なソースを引用しつつ以下を述べている：

「2015年時点で、国家安全保障関連の罪で投獄された牧師に宣告された刑期は長くて6年から10年である。彼らが有罪とされたのは、反体制的なプロパガンダ（改宗）、国家安全保障上の危険（家庭教会）、敵国との共謀（国際的なキリスト教団体との人脈）などの政治的な告訴理由である。逮捕されたキリスト教徒の人数については、逮捕後に公にされることを恐れることが多いために確かな情報がない。イランで活動するキリスト教団体によると、実際の数はメディアで報道されるより明らかに多いとのことである。」

5.2.4 2016年2月の国連人権理事会（UN Human Rights Council）への提出に際し、ジュビリー・キャンペーン（Jubilee Campaign）は、「拘留されるキリスト教徒たちはデュープロセスを与えられないことが多い。弁護士も、正式な罪名もないまま拘留されたり、判決が不正に延長されたりすることもある。また、当局が情報や自白を引き出そうとするあまり、勾留中のキリスト教徒が身体的、精神的な拷問を受けることも非常に多い。また、キリスト教徒が暴力犯罪で逮捕された犯罪者と一緒に投獄されることもあり、安全も脅かされている。最後に、基礎的な医療処置を受ける人がいる一方で、完全に拒否されている人もいる。」

5.2.5 米務省（US State Department）による2015年度の信教の自由に関する報告書（Religious Freedom Report）は以下を記している：

「キリスト教擁護団体 Christian Solidarity Worldwide によると、2015年11月10日にバラミン（Varamin）で警察や14人の新教徒を逮捕した。彼らの大半はテヘランにある新教教会 Protestant Emmaus Church の構成員であり、この教会は祈禱をペルシャ語で行ったことを理由に2012年に当局により強制閉鎖されている。14人に課せられた罪状に関する情報は報道されていない。」

5.2.6 イラン国民抵抗評議会（National Council of Resistance of Iran、NCRI）は2016年9月に以下を報告している：「治安部隊が南部の都市のカーマン（Kerman）で少なくとも25人のキリスト教徒を逮捕し、未知の場所へ移送した。イランの人権ウェブサイトは、保安警備員がキリスト教徒の市民の自宅を襲って搜索し、所有物を没収した後少なくとも25人が逮捕されたと報告している。逮捕理由とこれらの市民の所在については全く情報がない。」

5.2.7 2016年3月に Christian Post は以下を報告している：「イラン政府はキリスト教を、国のイスラム教徒としてのアイデンティティに対する脅威と位置づけ、100人以上のキリスト教徒を、キリストを崇拝した罪で投獄した。」

5.2.8 キリスト教擁護団体 Christian Solidarity Worldwide、CSW へのコメントの中で、統一イラン教会理事会（Council of United Iranian Churches、HAMGAAM）広報担当のブルジー（Borji）氏は、2016年9月に以下を述べている：

「ロウハニ大統領（President Rouhani）の政権下でもイランにおける新教徒の弾圧は続いており、実際のところこの数カ月では悪化している。誕生日や婚約記念のような社交的な宴会も含めたキリスト教徒の集会はすべて地下教会活動の疑いがあり、国家安全保障に対する脅威とイランの治安要員に見なされている。ブルジー（Borji）氏はまた、最近逮捕されたキリスト教徒の一部は、「Firouzkooh で逮捕された5人も含め、強制閉鎖され、ペルシャ語での祈禱を中止した公認教会の元構成員である」と述べた。

- 5.2.9 昨年（2015 年）から、イラン当局は既に 200 人以上のキリスト教徒を投獄している。8 月だけで少なくとも 43 人のキリスト教徒が逮捕された。」¹⁹

5.3 少数民族の教会

- 5.3.1 国別ガイダンス（Country Guidance）の事例 [FS とその他 \(FS and others \(Iran – Christian Converts\) イラン CG \[2004\] UKIAT 00303\)](#) によると法廷は、「民族教会の構成員であり、改宗を求めずにむしろ拒否し、ペルシャ語以外の言語で宗教活動を行う民族キリスト教徒を、新教や福音派の教会の構成員である他のキリスト教徒と比較して区別している」（段落 152）。

- 5.3.2 イラン人権国際キャンペーン（International Campaign for Human Rights in Iran、ICHRI）による「信仰の代償 – イランにおける新教徒と改宗者に対する迫害 (The cost of faith- Persecution of Christian Protestants and Converts in Iran)」と題し、以下を記した報告書が 2013 年 1 月に公開された：

「イランのキリスト教徒は 2 つに大別される。民族的キリスト教徒と非民族的キリスト教徒である。民族的キリスト教徒にはアルメニア人（Armenian）とアッシリア人（Assyrian）（又はカルデア人（Chaldean））が含まれ、独自の言語的/文化的伝統を持つ。大半が出身コミュニティの正教会（Apostolic Church of Armenia 及び Assyrian Church of the East）の構成員だが、中にはカトリック教徒も新教徒もいる。非民族的キリスト教徒の大部分は新教教会の構成員であり、大半はイスラム教徒からの自覚的な改宗者か、イスラム教の経歴を持つ者である。」

「ペルシャ語での祈祷を維持するために民族的デノミネーションは許されず、当局は非アルメニア人（Armenian）と非アッシリア人（Assyrian）を祈祷から除外することを期待していた。多くの教会が見張られていた経験があり、活動を政府に報告するよう強制されていた。文化イスラム指導省（Ministry of Culture and Islamic Guidance）もまた教会のライセンス更新や、教会の改装、教会所有物の売買、教会の新建屋の建築にあたる能力を制限した。」

「民族的キリスト教徒も、種々の差別的な法規定が適用されており、裁判官や大統領など特定の公職はイスラム教徒に留保され、特定の犯罪に関して非イスラム教徒には厳しい刑罰が与えられ、相続ではイスラム教徒の家族が優先され、異教徒間の結婚は禁じられている。」

- 5.3.3 英国議会キリスト教同盟（Christians in Parliament）による「イランにおけるキリスト教徒の迫害」に関する 2015 年 3 月の報告では以下が記載している：

「1979 年の革命以降、政府は新規教会組織の設立を認可しておらず、教会建屋の建築も正教会、新教などを問わず許していない。当局は認知された教会に、出席者をイスラム教の経歴を持たない者に限定すること、そして祈祷は少数民族の言語であるアッシリア

語かアルメニア語でのみ行うことを要求している。こうした制約に従うこと拒んだ教会は続々と閉鎖され、指導者は逮捕されている。」

- 5.3.4 フィンランド移民局 (Finnish Immigration Service) は 2015 年 8 月 21 日付でイランにおけるキリスト教改宗者について様々なソースを引用しつつ以下を述べている:

「文化省 (Ministry of Culture) はあらゆる宗教団体の監視を管轄する: 公認の教会は集会の新規加入者をすべて報告する義務があり、彼らの個人情報文化省に送られる。当局は更に教会にきた人々の身元を、祈祷開始前の礼拝堂の前で確認する。この圧力の結果、公認教会は集会以外での洗礼を中止した。2006~2007 年頃から、イランで洗礼を受けたキリスト教改宗者はいない。」

- 5.3.5 国連人権理事会 (UN Human Rights Council) による 2016 年 3 月 10 付の「イラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者レポート (Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」では以下を述べている:

「特別報告者 (Special Rapporteur) は 2015 年 12 月に「首都テヘランでシーア派の宗教グループがあるアッシリア/カルデア教会の所有物を没収した」との報告を受けた。

Shargh 紙とのインタビューで、教会指導者はイランの民法の規定を含む、イランの宗教的少数派への広範な法的差別についても苦言を述べた。これに対し政府は、家庭教会の運営は当局から必要な認可を得ていないため不法であり、イラン国内には「20 軒の活動中かある程度の活動のある、昔ながらの教会があり」、キリスト教徒は国内に「新たな境界を建設する許可を求めたことがない」と述べた。さらに政府は、アッシリア/カルデア教会に関する状況を「2 人のイラン国民の間に紛争」として特徴づけた。」

5.4 福音新教教会

- 5.4.1 世界キリスト教データベース (World Christian Database, WCD) は 2010 年に、イラン国内に約 66,700 人の新教徒がおり、イランのキリスト教コミュニティの 25%を占めると報告した。」

- 5.4.2 2013 年 1 月に発表されたイラン人権国際キャンペーン (International Campaign for Human Rights in Iran, ICHRI) は以下を記載している:

「理論的には新教徒もアルメニア人 (Armenian) もアッシリア人 (Assyrian) も、イスラム共和国の憲法で求められた国民に含まれる。しかし実際には、迫害や差別を受け、民族的キリスト教徒のグループよりも大幅に厳しい政府による制約と人権侵害を受けている。」

- 5.4.3 デンマーク移民局 (Danish Immigration Service) による 2014 年 6 月の、イランにおけるキリスト教改宗者の状況に関する最新情報では、さまざまなソースを挙げながら以下を述べている:

「テヘラン及びイラン国内の他の都市における既存の新教と福音派の教会の最新状況に関し、マンスール・ブルジー (Mansour Borji) は代表団に対し昨年中 (2013 年) にイラン当局はペルシャ語で祈祷を行う最後の 3 つの教会を閉鎖したことを告げた。このソースは更に、テヘランのエマニュエル長老教会 (Emmanuel Presbyterian Church) と聖ペテロ福音教会 (St Peter's Evangelical Church) がペルシャ語で祈祷する最後の公認教

会となったと説明した。ラシュト (Rasht)、シーラーズ (Shiraz)、及びイスファハン (Esfahan) にも非常に小規模な集会の教会がいくつかあるが、同ソースによると、ラシュト (Rasht) の教会は嚴重に監視され、牧師には当局への定期報告が義務付けられている。彼らがペルシャ語の話者に洗礼を受けさせたり、新規加入させたりすることは認められない。このソースは、地上にペルシャ語で祈禱を行う教会はもはや実質的に存在しないと結論づけた。」

5.4.4 フィンランド移民局 (Finnish Immigration Service) は 2015 年 8 月 21 日付でイランにおけるキリスト教改宗者について様々なソースを引用しつつ以下を述べている:

「イランでは、イスラム教徒を改宗させた 3 つを含む 6 つの主導的な新教教会は、1986 年に設立された新教教会会議 (Council of Protestant Churches) に所属している。テヘランで活動する 3 つのペルシャ語の福音教会 (バナック (Vanak) にある Presbyterian Emmanuel Church、イマーム・ホメイニ (Imam Khomeini) にある St Peter's Church、Taleghani にある Ja-ma'ate Rabbani 集会の主要教会) の構成員の総数は 2006 年時点で 1,000 人にも満たなかった。テヘラン以外ではペルシャ語の教会は少なくともシーラーズ (Shiraz)、ラシュト (Rasht)、ハムダン (Hamadan)、アバダン (Abadan)、マシャド (Mashhad)、アフワーズ (Ahvaz)、アゼルバイジャン (Azerbaijan) の東部と西部、そしてアラック (Arak) で活動している。最近では、ペルシャ語の新教教会は事実上当局により閉鎖されたか、もしくは運営を大幅に制限されている。」

「イランの福音派新教教会 (Evangelical Protestant Churches) は欧米の聖霊運動とのつながりがあり、それが政府をますます懸念させる原因となっている。イランで最も影響力を持つ外国の関係団体のイーラム (Elam) は、英国と米国の本部から運営されているキリスト教団体で、進学の研究資料やその他のガイダンスをイラン国内のキリスト教徒に提供することで同国にキリスト教を広めることを目的としている。例えば、イーラム (Elam) は牧師に研修を受けさせ、非公式の家庭教会を設立したりする。」

「イランのキリスト教コミュニティの中では、ペルシャ語で祈禱し、教会で通常は改宗させる新教徒は最も当局と問題を抱えている。実際問題として、ペルシャ語で祈禱を行う教会はすべて活動停止を余儀なくされている。まだ閉鎖されていなかったときですら、これらの教会では教会に来る人数を減らすために祈禱を金曜日からイランでは平日である日曜日に変更しなければならなかった。さらに、教会は閉鎖を避けるために構成員のリストを提供するように指示されている」

5.4.5 米務省 (US State Department) による 2015 年度の信教の自由に関する報告書 (Religious Freedom Report) は以下を記している:

「出国したキリスト教徒からの報告によると、キリスト教徒の特に福音派と改宗者は依然として際立った水準の逮捕や、嫌がらせと監視を高い水準で受けている。多くの場合に逮捕は宗教的会合に警察の捜索が入った際に行われ、その最中に警察が宗教的資産の没収もしているとのことである。人権団体によると、刑務所当局は、今もキリスト教徒を含む囚人に医療処置を与えていないとのことである。」

「人権関連の非政府団体 (NGO) によると、政府は改宗禁止の施行も継続している。当局は非構成員による教会の敷地への立ち入りを禁止し、教会を閉鎖し、キリスト教改宗者を逮捕したと伝えられている。報告によると当局は、福音教会の指導者に、決してイスラム教徒を改宗させず、祈禱への参加も認めないとの誓約書に署名するよう圧力をかけ続けている。福音派の祈禱集会は日曜日に固定されたままである。複数のキリスト教

提唱団体が、政府は近年、そのような圧力と教会閉鎖に僅かな例外を除いたすべてのペルシャ語の祈祷を撲滅し、祈祷の提供をアルメニア語とアッシリア語に限定していると明言した。強制閉鎖されたペルシャ語の教会の牧師たちからは、政府から国外に脱出するように圧力をかけられており、新任の聖職者の授任も妨げられているとの報告が続いている。集会センターの外では、信仰者の身元確認を行うために治安要員が常駐する。祈祷に非キリスト教徒が参加していないことを確認するための監視カメラが教会の外に設置されているとの報告は、どの教派のキリスト教徒からも寄せられている。これを踏まえ、多くの新教徒と他の改宗者は宗教活動を秘密裏に行っている。」

5.5 家庭教会

5.5.1 2013 年 1 月に発表されたイラン人権国際キャンペーン（International Campaign for Human Rights in Iran、ICHRI）は以下を記載している：

「空間上の制約や、教会に対する政府の制約と改宗に対抗する政策により、新教徒の多くが家庭教会を形成した。家庭教会とは、インフォーマルで非公式な（国に認知されない）全国各地の個人宅で設けられる教会で、新規入信者の集会と信仰、改宗の場である。」

「これらの地下教会は、登録された教会への参加を制限された改宗者が新たな信仰を追求するだけでなく、キリスト教に興味を持つイラン人が足を運び、この宗教について学べる場となっている。」

「この 2～3 年で、国の政策に影響力を持つ高官や聖職者が、福音派と家庭教会の広がりには反対意見を口にし、国による抑圧を正当化する理由を表明している。イランの憲法がキリスト教徒を一定の権利を有する宗教的少数派と認知しており、伝統的なイスラム法学の下でキリスト教徒は「啓典の民（people of the book）」として一定の保護を与えられているため、イラン高官と聖職者は福音派と家庭教会をキリスト教から差異化しようとしている。彼らは、福音派と家庭教会はキリスト教から逸脱した形態であり、国家の認めたキリスト教徒は異なると主張している」

5.5.2 英国議会キリスト教同盟（Christians in Parliament）による「イランにおけるキリスト教徒の迫害」に関する 2015 年 3 月の報告では以下が判明している：

「目撃者は、キリスト教徒の個人宅への急襲とそれに続く逮捕と拘留はイランで拡大していると証言している。これらの不意打ちは MOIS の諜報員が企てており、暴力沙汰に発展する場合もあると報告されることが多い。」

「個人宅への急襲は、キリスト教徒が祈祷や聖書研究のために集まる家や、キリスト教徒の指導者たちが集まる場所が直接狙われる傾向がある。」

5.5.3 フィンランド移民局（Finnish Immigration Service）は 2015 年 8 月 21 日付でイランにおけるキリスト教改宗者について様々なソースを引用しつつ以下を述べている：

「国内全土、特にテヘラン、シュト（Rasht）、シーラーズ（Shiraz）、及びイスファハン（Isfahan）で家庭教会活動が活発であると報告されている。家庭教会の中には海外のキリスト教団体の運営する大規模なネットワークの一部となっているところもある。牧師は家庭教会と組織をつなぐリンクとして機能している。近隣で目立たないように、個々の家庭教会に集まるのは最大で 12 人程度である。家庭教会の指導者は、トルコやアルメニ

アなどの近隣諸国で神学の講座を受講したか、イラン国内で改宗活動を行うキリスト教徒のネットワークによる研修を Skype で受けていた例が多い。」

- 5.5.4 2016 年 3 月、**Christian Post** 紙が以下を報道した：「そうした弾圧もイラン家庭教会が一大ムーブメントに発展するのを止められておらず、イラン宗教警察も封じ込められていない。」
- 5.5.5 フォックスニュース (**Fox News**) は 2016 年 3 月に以下を報道した：「2010 年にイラン最高指導者アーヤトッラ・アリー・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei) は、同国の地下家庭教会が「イスラム信仰を脅かし、若いイスラム教徒を欺いている」と述べた。」
- 5.5.6 米務省 (US State Department) による 2015 年度の信教の自由に関する報告書 (**Religious Freedom Report**) は以下を記している：「当局は家庭教会の構成員を、敵国との支援の授受の罪で逮捕する事例が多い。[中略]公的な報告書とメディアでキリスト教徒は「不法ネットワーク」や「シオニスト・プロパガンダ機関」として特徴づける慣行が続いている。」

6. キリスト教改宗者

6.1 処遇

- 6.1.1 英国議会キリスト教同盟 (**Christians in Parliament**) による「イランにおけるキリスト教徒の迫害」に関する 2015 年 3 月の報告では以下が判明している：

「最も酷い虐待を受けているのは、イスラム教から改宗したキリスト教徒と、イスラム教から改宗して聖職者となったペルシャ語話者である。」

「イランのキリスト教改宗者及び改宗者の間で聖職を務めるキリスト教徒は、既に情報治安省 (**Ministry of Intelligence and Security, MOIS**) に監視されているか、MOIS がいつ自身を特定し、監視を始めてもおかしくないと理解している。」

「キリスト教への改宗者は、日常生活の中でも諍いがある。大半の改宗者は、イスラム教の伝統を持つ者と分かる名前を持ち続ける。改宗が許されないため、彼らはその後もイランの司法と行政ではイスラム教徒と見なされ、処遇されている。」

「加えて、イスラム教からの改宗は、国営機関や、雇用者が改宗を許容しない場合にも失業につながる。」

「教育に関して、シャヒード (Shaheed) 博士によると、大学の規制でイスラム教徒か公式に認知された宗教的少数派の構成員にのみ正式に入学を認める慣行が続いている。キリスト教改宗者と認知されていない宗教的少数派は、学術研究機関内部で圧力を受けるか、信仰を理由として教育の機会や教育的講座の履修を完了する権利を牛飼う可能性がある。」

- 6.1.2 2015/2016 年のアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の年次報告では以下が記されている：

「イスラム教からのキリスト教に改宗した者を含む、宗教的少数派の構成員は、[中略]雇用において差別を受け、教育へのアクセスと宗教活動の自由は制限されている。多数のキリスト教改宗者と宗教的少数派の構成員が[中略]逮捕/投獄されているとの報告がある。」

- 6.1.3 フリーダムハウス(Freedom House) の 2015 年度年次報告では以下が報告されている：
「キリスト教改宗者の弾圧が続いている。過去 3 年間に複数の非公式の家庭教会が急襲され、牧師が拘留された。」
- 6.1.4 米国国際宗教自由委員会 (Commission on International Religious Freedom) は 2015/2016 年度の年次報告書で以下を記している：「昨年中 (2015 年) にイラン当局が祈祷中に急襲し、信者や教会指導者 (特に福音キリスト教の改宗者) を逮捕/投獄するインシデントが多数発生した。」
- 6.1.5 米務省 (US State Department) は 2015 年度の年次報告書で以下を記している：「イスラム教からキリスト教への改宗者には嫌がらせや逮捕、勾留が続いているとのことである。」
- 6.1.6 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は 2016 年を対象とする年次報告書に以下を記している：「治安要員と諜報要員も、引き続きイスラム教からのキリスト教改宗者や、ペルシャ語話者の新教徒、福音派の集会、家庭教会運動の構成員をターゲットとしている。一部は「国家の安全保障に相対する活動」や「国家に敵対するプロパガンダ」などの罪を問われている。」

6.2 改宗者の逮捕

- 6.2.1 米務省 (U.S. Department of State) の報告だがイラン人権記録センター (Iran Human Rights Documentation Center) の囚人データベースによると、スンニー派 (Sunni、250 人)、バハーイー教徒 (Bahais、82 人)、キリスト教改宗者 (26 人)、スーフィー派 (Sufi、16 人)、Yarsanis (10 人)、スンニーの改宗者 (3 人)、及びゾロアスター教徒 (Zoroastrian、2 人) を含む、少なくとも 380 人の宗教活動家が、宗教的少数派の構成員であるか、それを代表する活動を理由に投獄されている。」
- 6.2.2 英国議会キリスト教同盟 (Christians in Parliament) による「イランにおけるキリスト教徒の迫害」に関する 2015 年 3 月の報告では以下が判明している：
「キリスト教への改宗者が逮捕されると、尋問や拘留の期間中に彼らを説得してイスラム教徒に戻すようにとの圧力がかかる。」
- 6.2.3 国連人権理事会 (UN Human Rights Council) による 2016 年 3 月 10 付の「イラン・イスラム共和国における人権状況についての特別報告者レポート (Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)」では特別報告者が以下を表明したと述べている：
「イラン憲法第 12 条でキリスト教信仰が認知され、保護されているにも関わらず未だに恣意的な逮捕や嫌がらせ、勾留を受けているイスラム教からのキリスト教改宗者への処遇を巡る懸念がある。特別報告者によると、このような改宗者の多くが国家安全保障に敵対したか、「国家に対抗するプロパガンダ」の嫌疑をかけられており、イランの法では個人はイスラム教からのキリスト教改宗者も含め、背教の罪での起訴されることがありうると記している。2016 年 1 月時点で多数が拘留されており、その多くが略式の家庭教会への関与が理由であるとのことである。」

6.2.4 2016 年 5 月に公開された、国際宗教自由報告書に関する米国委員会報告では以下が記されている：

「報告対象期間中に[2015 年]、イラン国内の人権団体から、投獄中のキリスト教徒に対する身体的暴行や殴打が大幅に上昇しているとの報告があった。地下教会の指導者だった改宗者に向けられた暴行は、他のキリスト教への改宗希望者への見せしめだったと一部の活動家は見なしている。2015 年 12 月に、当局は私的なクリスマスの祈祷会を多数捜索し、テヘランでは 12 人近い教会関係者を逮捕した。2015 年 4 月に革命法廷は、2013 年に逮捕された 13 人のキリスト教改宗者に対する 1 年間の懲役刑と 2 年間の渡航禁止令を支持した。」

6.2.5 米務省（US State Department）による 2015 年度の信教の自由に関する報告書（Religious Freedom Report）は以下を記している：

「国外追放されたキリスト教徒からの報告によると、キリスト教徒の特に福音派と改宗者の逮捕は特出して多く、嫌がらせや監視も高い水準となっている。報告によると、宗教的集会への警察の捜索の際に逮捕される事例が多く、当局は同時に宗教的資産も没収している。人権団体によると、刑務所当局はキリスト教徒を含む囚人に医療処置を受けさせていないとのことである。」

6.2.6 人権活動家通信（Human Rights Activists News）による 2016 年 9 月 22 日付の記事「イランのキリスト教徒への圧力が強まる」では以下が記されている：

「2016 年 8 月 12 日に、[中略]家族と共に Firoozkooh を訪れた 7 人のキリスト教改宗者が諜報省（Intelligence Ministry）により拘留された。内 2 人は直ちに釈放されたが残り 5 人の行方と状況はこれまでのところ分かっていない」

6.2.7 クリスチャン・トゥデイ（Christian Today）は 2016 年 10 月に以下を報じた：

「キリスト教からイスラム教に改宗したイラン人男性 3 人が、飲酒を理由とした刑法上の有罪判決を上訴している。Yasser Mossayebzadeh、Saheb Fadaie 及び Mohammad Reza Omidi は通常のワインの飲酒を理由に鞭打ち 80 回の判決を受けた。イランでは非イスラム教徒なら飲酒が許される。ただし、イスラム教からキリスト教への改宗は禁止されており、背信とみなされるため、この 3 人の男性は法的にはイスラム教徒と見なされるのである。3 人目の男性の Omidi には飲酒の前科がある。3 度目の有罪となると、死刑を言い渡される可能性が高い。ワールド・ウォッチ・モニター（World Watch Monitor）は、この 3 人には国家安全保障への敵対行為での嫌疑もあると報道している」

6.3 改宗者の社会的処遇

6.3.1 フィンランド移民局（Finnish Immigration Service）は 2015 年 8 月 21 日付でイランにおけるキリスト教改宗者について様々なソースを引用しつつ以下を述べている：

「公にイスラム教を棄てた人々は法が保護しないため、当局に対する立場が弱い。アヤトラ・ホメイニ（Ayatollah Khomeini）も含む多くの宗教学者の見解では、背教者や神の冒涇者を法の裁きなしに殺害することは許される。イランの刑法（Criminal Code）では、最大の犯罪者を殺害した者は、厳しい同害報復刑から保護される。」

「信仰の厚い家族を持つ改宗者で改宗が知られると、自身の親戚とも問題を抱えることがある。宗教熱心な地域に住む人が、モスクに行かないなどでイスラム教の宗教慣行を行わないと、近所の関心を集める可能性がある。改宗者に政府で働く親戚がいれば、家

族がその評判や職位を失うことを恐れるあまり、圧力をかけられることもある。もしくは強欲であるために、例えば子の監護権の問題などで、親族がキリスト教に改宗した家族を警察に引き渡すこともある。これはイランの法で、イスラムの継承やイスラム教徒の児童の養育は、イスラム教徒以外には認められないからである。」

7. 家族の処遇

7.1.1 デンマーク移民局 (Danish Immigration Service) による 2014 年 6 月の、イランにおけるキリスト教改宗者の状況に関する最新情報では、さまざまなソースを挙げながら以下を述べている：

「当局から家族への脅し（家族の誘拐、娘への暴行、その他の同様な暴力など）を通じて圧力をかけられ、多数の牧師が強制的にイランを退去させられている。

「改宗者の家族が、改宗による影響を被るかに関し、アムネスティ・インターナショナル国際事務局 (Amnesty International's International Secretariat, AIIS) では、その家族が改宗した親族のために活発に活動しているかに依存する可能性があると考えている。[中略] AIIS では長年の間に、親族による活動を止めさせるために加えられた嫌がらせや脅しの事例を記録している。[中略] 特定の嫌疑について個人に「自白」させる圧力とするために、家族が逮捕や拷問、又は虐待された事例もあるが、AIIS はこれが実際に起こった改宗者の具体的事例についての情報を把握していない。」

「上記報告書に回答したエラム・ミニストリーズ (Elam Ministries、キリスト教団体) は、「イランでも多数の家族がイスラム教の慣習に従っていない。非常に反イスラム的な人がある一方で、極めて親イスラム的な人もいる。例えば、両親は体制（当局）を恐れるあまり、キリスト教に向かう子供たちに止めるように圧力をかけることがある」と述べている。」

「ユニオン・チャーチ (Union Church) の代表は（上記報告書に関し）代表団に対し、家族と社会的ネットワークに関して、改宗による影響で最も一般的なのは、改宗したことを家族の恥と考える親族が、改宗者の最大の問題になることであると話した。」

7.1.2 英国議会キリスト教同盟 (Christians in Parliament) による「イランにおけるキリスト教徒の迫害」と題された 2015 年 3 月の報告書では以下が記載されている：

「情報治安省 (Ministry of Intelligence and Security, MOIS) はよく特にキリスト教指導者をターゲットにするが、その家族も嫌がらせの対象となることがある。例えば、エラム・ミニストリーズ (Elam Ministries) によると、Farhad と呼ばれるキリスト教のインターネットの牧師は数年間にわたり脅されていた。Farhad は、MOIS が彼の聖書をはじめとするキリスト教の文献配布への関与を把握していたことを知った。それ自体が厳しい刑罰になりうる。彼のキリスト教徒の友人が逮捕/尋問された後、Farhad は自らの逮捕も近いことを恐れ、イランから脱出することを決めた。Farhad の出国後も、彼の年長いた母親と姉妹、義兄弟はほぼ毎日のように脅され続けた。MOIS の諜報員が地域社会に彼らが「イスラム教の背信者である」と告げたため、家族もまた他の町に移住しなければ

ばならなかった。」

「教会指導者の逮捕後は、教会構成員も嫌がらせを受けることが多い。」

8. 海外改宗者の帰国後の処遇

8.1.1 デンマーク移民局（Danish Immigration Service）による 2014 年 6 月の、イランにおけるキリスト教改宗者の状況に関する最新情報では、さまざまなソースを挙げながら以下を述べている：

「トルコやアルメニア、UAE やその他の国など、海外での洗礼後にイランに帰国した改宗者の状況に関し、あるソースは静かにイランに帰国して問題が生じないこともあると明かした。その人物が既に当局の監視下にある場合には、帰国時に影響が生じる可能性がある。」

「アムネスティ・インターナショナル国際事務局（Amnesty International's International Secretariat、AIIS）によると、海外での改宗後にイランに帰国した際に、個人が被るリスクについては情報入手が困難である。イラン人情報提供者がイランへの帰国者に関して情報収集すれば、当局が逮捕して尋問するかもしれない。逮捕や尋問に続いて起訴され、有罪とされる可能性もある。学生や、政治活動家、政治的な人の家族、キリスト教改宗者など、誰でもこの立場に立たされうる。」

「海外で洗礼を受けた人は、イランで当局との関係にリスクを抱えるかに関し、AIIS は、洗礼の重要性を、改宗者に対するイラン当局の見解と比較するべきだと考えていた。正式に洗礼を受けていなかったとしても、海外で研修やセッションに参加していた人は改宗者と見なされる。」

「欧州や欧米など海外で改宗した後にイランに帰国した改宗者の状況を尋ねられたマンスール・ブルジー（Mansour Borji）[第 18 条の支持者（Advocacy Officer）]は、当局による対応は何ら変わりがないとした。当局がその人物を国外脱出以前から把握していたか、関心を寄せていた場合には、帰国の際にリスクがある可能性がある。当局が把握していなければ、大きな脅威はないだろうとそのソースは考えていた。このソースは、イランに帰国し、帰国後に脅しや監視、嫌がらせを受けた家族の事例を引き合いに出した。親族か誰かが嫌がらせをした当局に通報したのだと考えられた。最終的に、その家族は再びイランから退去したが、それまでは秘密裏に、家庭教会に通い始めていた。」

「海外での改宗後にイランに帰国した人のその後について、CSW（Christian Solidarity Worldwide）は、帰国後に自らの信仰を実践したいと考える改宗者は重大なリスクに直面すると述べている。」

「海外での洗礼後にイランに帰国することによる影響について尋ねられたエラム・ミニストリーズ（Elam Ministries）は、「実際のところ多数のイラン人が渡航し、しばらくたってから帰国する」と述べた。海外で洗礼を受けた事実をイラン当局が把握したなら、その人は尋問などの影響を被るリスクがある。このソースは、個人の洗礼について当局は、通報者や電話/インターネット傍受などで把握できると考えていた。」

「改宗後に欧米諸国から帰国した人は、伝道活動を行うことについて極めて慎重になる必要があると見なされていた。欧州で改宗してイランに帰国した人の状況を考えると、彼らの状況はイラン国内で改宗したイラン人の状況とほぼ同様である。こうした人々は、人目を引かず、改宗したことについて公然と話さないようにしなければならない。改宗したことが人に知られ、当局に通報されると、イラン国内の改宗者と同様に海外の団体との関連を疑われることとなる。」

「当局が諜報活動の疑いを持つ点では、長期海外滞在者の抱えるリスクが大きい可能性があるとのソースは付け加えた。さらに、これはキリスト教改宗者だけでなく他のイラン人全般に当てはまるとも言い添えた。」

「トルコなどの他国へ渡航し、他の信者と会った後にイランに帰国したキリスト教改宗者の状況について尋ねられたユニオン・チャーチ（Union Church）の代表は代表団に対し、改宗者が目立たないようにしていれば（他の信者と付き合わないなど）、人に知られることもなく、海外渡航も彼らの場合にはあまり問題が生じない可能性がある」と告げた。」

「ユニオン・チャーチ（Union Church）の代表によると、当局が把握しないにしても、改宗者は家族から避けられたり「名誉殺人」の対象となったりする可能性がある。」

「キリスト教改宗者が家庭教会に出入りしない場合には、トルコの国際団体によると、帰国後のリスクは改宗者の宗教生活の在りかたに依存するとのことである。自宅で祈りを捧げ、自らの信仰を他者と共有しなければリスクはないだろう。ただし、改宗者が所属する伝道団体の中で伝道活動は重要であり、それ故に改宗者が活動を始めると、当局から危害を加えられるリスクが生じるのである。」

「エラム・ミニストリーズ（Elam Ministries）は、帰国者に家庭教会やネットワークとの関連がなければ特に脅威はないだろうが、キリスト教信仰に関して言えば、新たな信仰を持ったためにその人の人生のあらゆる側面に影響が及ぶ。結果的には他の改宗者が学校や結婚、大学、雇用、住居などで抱える問題に同じように直面すると述べた。隠れ信者となることは必須で、信仰を他者に漏らしたり、キリスト教信者として公然と生活したりすることはできない。」

- 8.1.2 フィンランド移民局（Finnish Immigration Service）は 2015 年 8 月 21 日付でイランにおけるキリスト教改宗者について様々なソースを引用しつつ以下を述べている：「イランに帰国したキリスト教改宗者に関する調査データはないが、主に他者を改宗させようとして、自らの信仰を公にしたりすると問題になるとの共通認識でいる。政府の関心は、個々の有罪判決よりも宗教の公的実践と改宗活動にある。」